

| | |
|---------|---------|
| 大阪市監査委員 | 貴 納 順 二 |
| 同 | 阪 井 千鶴子 |
| 同 | 辻 淳 子 |
| 同 | 西 崎 照 明 |

住民監査請求について（通知）

平成 28 年 9 月 2 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

また、次の 1 及び 2 は請求人が住民監査請求当初に提出した書面の内容であり、3 は請求人が平成28年 9 月 5 日に提出した 2（2）イについての住民監査請求補充書の内容である。

1 措置を求める内容

監査委員は、大阪市交通局長、大阪市交通局調達課長らに対して、平成28年 7 月28日に実施された下記の入札に関連して、それぞれ落札した業者に対する一切の費用について公金支出の差し止めを勧告されるよう求める。

2 措置を求める理由

(1) はじめに

本件は、大阪市交通局が平成28年7月28日に実施した一般競争入札において、そのための予定価格が高額であり、しかも特定の一部の業者のみに入札に参加させようとするなど、違法不当であるため、それぞれの落札業者に対する代金など一切の費用についての支出を差し止めるよう求める。

(2) 制服などの製造に関する入札の実施

ア 大阪市交通局では、平成29年度より、制服等についてリニューアルすることが決定され、平成28年7月28日に、制服等の一部についての入札が実施された（以下「本件入札」という。）。本件入札のうち、①長袖シャツ、②制帽、③夏ズボン、④盛夏服についての予定価格、落札金額、落札率、数量、単価、落札業者は別表1に記載のとおりである。

イ 大阪市交通局では、従前から、上記①から④の案件について、それぞれ入札が実施されてきた。その具体的な落札金額、落札業者、数量、単価は、別表2のとおりであり、これまでに比べて落札金額が著しく高額になっている。すなわち、別表1の前回落札金額との対比欄によれば、本件入札では、各案件について、前回の入札よりも、1.71倍から3.36倍もの高額で落札されている。

また、大阪市では、交通局以外の他の部局等においても、ズボンや長袖シャツなどの制服についての入札が実施されているところ、本件入札の案件よりも低い金額（約2分の1の金額）で落札されている。

しかも、本件入札においては、上記①から④の案件について、その落札率がいずれも90%台（90.64%から99.99%）と高く、公正な競争入札が行われていたならば形成されたであろう落札価格よりも高額なものとなり、入札参加業者による談合が疑われる。

ウ また、本件入札では、各案件について、素材についての参考銘柄が記載されている。これまでの大阪市交通局の制服等の入札においても、素材について参考銘柄が記載されることはあったが、それらは、官公庁やこれまでの大阪市交通局で使用されてきた一般的な生地であった。

ところが、本件入札において参考銘柄とされた銘柄は、一般的な生地ではなく、特定の紡績メーカーからでなければ調達することができない特殊な生地であり、このような紡績メーカーと取引関係にない一般の業者では調達購入することができない素材である。そのため、実質的には、銘柄の指定となっている。

さらに、大阪市交通局では、平成28年1月8日、公益財団法人Aと、大阪市交通局制服等デザインに関する業務委託について随意契約を締結し

た。なお、本件入札の各案件において参考銘柄とされている素材の製造企業は、いずれも公益財団法人Aの理事や評議員といった役員が取締役等を務める会社である。

エ なお、大阪市交通局では、WTO物件である残りの制服等について、平成28年9月7日に入札が実施されることが予定されている。

この入札においても、大阪市交通局は、その仕様書において、素材についての参考銘柄が記載されており、特定の紡績メーカーからでなければ、仕様書に基づく同等品についても調達することが困難な素材である。

(3) 本件入札の違法・不当性

上記のとおり、本件入札における①から④の案件は、その落札金額（予定価格も含めて）が、これまでの大阪市交通局における同じ案件の金額よりもはるかに高額であることや、他の大阪市の部局の制服等の案件に比べても高額である。しかも、本件入札では、落札率が異常に高く、談合さえ疑われる。

また、本件入札では、制服等の生地は、一般の業者では調達購入することができない素材が参考銘柄として記されており、しかもそれは大阪市交通局が随意契約する公益財団法人Aの役員が取締役等を務める会社であり、一般業者を入札から排除して、これら特定の業者のみに参加させて利益をもたらす不当な目的によるものである。

したがって、本件入札は、地方自治法や地方財政法などの法令に違反するとともに不当であることは明らかである。

(4) まとめ

よって、監査委員に対して、速やかに必要な措置を取るよう求める。

3 住民監査請求補充書

(1) 制服などの製造に関する入札の実施

本件入札における落札金額は、前回落札額との対比で見ると、1.71倍から3.36倍もの高額になっている。

例えば、長袖シャツの場合、その差額は17,647,200円と納得のいかない高額である。同様に、制帽では9,621,360円、夏ズボンでは11,826,900円、盛夏服では13,858,900円、合計すると実に52,954,360円もの高額になっている。これらは、市民の税金からの支出であり、市財政の損失である。また、財政が厳しいからと「市政改革2.0」が提案されるほどの緊縮財政の中で、今なぜ制服をリニューアルするのか、その必要性も定かではない。

同時に、一般競争入札の中で落札率99.99%とは、一般的に談合があったと思われる致し方のない入札状況である。

別表 1

| | 案 件 | 予 定 価 格 | 落 札 金 額 | 落 札 率 | 数 量 | 単 価 (概算) | 落 札 者 | 参 考 銘 柄 | 前 回 落 札 単 価 | 前 回 落 札 対 比 (倍) |
|---|----------------------------|-------------|-------------|--------|-------|-------------|-------------|------------------|-------------------|-----------------------|
| 1 | 長袖シャツ (自動車 部用・男子) 外 1 点 | ¥25,282,000 | ¥25,279,800 | 99.99% | 5,130 | ¥4,900 | B | F G | ¥1,460 | 3.36 |
| 2 | 制帽 (男子) 外 3 点 | ¥23,588,000 | ¥23,130,000 | 98.06% | 4,830 | ¥4,788 | C | F H I J | ¥2,796 | 1.71 |
| 3 | 夏ズボン (自動車部 用・男子) 外 1 点 | ¥25,711,000 | ¥23,304,000 | 90.64% | 3,060 | ¥7,615 | D | F H I J | ¥3,750 | 2.03 |
| 4 | 盛夏服 (自動車部 用・男子) 外 1 点 | ¥22,540,000 | ¥21,515,000 | 95.45% | 4,300 | ¥5,003 | E | K L M | ¥1,780 | 2.81 |

別表 2

| | 案 件 | H24 | H25 | H26 | H27 | 備 考 |
|---|----------------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|--|
| 1 | 長袖シャツ (自動車 部用・男子) 外 1 点 | 数 量 4,700 単 価 ¥895 業 者 N | 数 量 3,000 単 価 ¥776 業 者 O | 数 量 3,300 単 価 ¥1,460 業 者 O | な し | H26 までは、カッターシャ ツとの案件で入札が実施さ れているが、本件と同案件 と思われる。 |
| 2 | 制帽 (男子) 外 3 点 | 数 量 965 単 価 ¥2,796 業 者 C | な し | な し | な し | |
| 3 | 夏ズボン (自動車部 用・男子) 外 1 点 | 数 量 4,500 単 価 ¥3,440 業 者 P | 数 量 120 単 価 ¥3,150 業 者 Q | 数 量 90 単 価 ¥3,800 業 者 Q | 数 量 175 単 価 ¥3,750 業 者 R | |
| 4 | 盛夏服 (自動車部 用・男子) 外 1 点 | 数 量 5,400 単 価 ¥1,700 業 者 E | 数 量 120 単 価 ¥3,500 業 者 O | 数 量 6,000 単 価 ¥1,780 業 者 N | 数 量 200 単 価 ¥3,400 業 者 E | H25、H27 は、数量が少な いため、単価が高くなって いる。 |

(監査委員注記：別表 1 及び別表 2 中の同じアルファベットは、同じ固有名詞を表す。)

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、（i）請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、（ii）請求の要旨を裏づけるものと客観的に認められる書面（以下「事実証明書」という。）を添えて請求する必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、次の4点により、本件入札に係る契約の締結及び履行が違法若しくは不当であると主張していると解される。

1 落札金額について

本件入札に係る落札金額が、前回の落札金額に比べて1.71倍から3.36倍となっており、著しく高額である。

2 談合について

本件入札では、落札率が90%台と高く、談合が疑われる事情が存するにもかかわらず、交通局は本件入札に係る契約を締結し、その契約どおり履行しようとしている。

3 参考銘柄について

当該契約に関する入札は、仕様書に一般の業者では調達購入することができない素材を参考銘柄として記載することで、実質的には銘柄の指定となっており、当該銘柄の製造企業がいずれも制服等のデザインに関する業務委託先の役員が取締役等を務める会社であることから、一般業者を入札から排除して、これら特定の業者のみを参加させて利益をもたらす不当な目的によるものとなっている。

4 リニューアルの必要性について

財政が厳しいからと「市政改革2.0」が提案されるほどの緊縮財政の中で、制服をリニューアルする必要性も定かではない。

以下、1ないし4の4点につき要件を満たすか検討する。

1 落札金額について

請求人は、事実証明書を添えて、前回の落札金額よりも著しく高額であると主

張するが、落札金額は、素材や数量等によっても影響を受けるところ、前回の契約内容と今回の契約内容について、共通点や相違点等を比較することなく、落札金額を比較するのみでは、上記(i)の要件である「具体的な理由により」違法不当を摘示しているとはいえない。

2 談合について

請求人は、本件入札の落札率がいずれも90%台となっていることをもって、本件入札について談合さえ疑われると主張するが、単純に落札率が高いことをもって談合が疑われると主張するのみでは、上記(i)の住民監査請求の要件に照らし、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示しているとはいえない。

なお、請求人が提出した事実証明書によれば、確かに落札率が99.99%となっているものがあるが、本件入札は2回実施した入札で予定価格を下回る入札がなかったため落札されず、その中で一番低い入札価格を示した業者を受注予定者として決定した際の金額が予定価格の99.99%となっていることが事実証明書からうかがえるのみで、この点についても具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示しているとはいえない。

3 参考銘柄について

請求人が、本件入札において、参考銘柄の製造企業がいずれも制服等のデザインに関する業務委託先の役員が取締役等を務める会社となっていることから実質的な銘柄指定となっており、本件入札が利害関係のある特定の業者に利益をもたらす不当なものである旨主張している点について、上記(i)の住民監査請求の要件を満たしているといえる。

しかし、請求人がその事実を裏付ける資料として提出した事実証明書では、制服等に用いる生地を参考銘柄に限定するような内容の記載は見当たらず、参考銘柄の製造企業のうち業務委託先の役員が取締役等を務める会社はむしろ少数となっている点からも、請求人が主張するような事実は認められず、上記(ii)の要件を満たしているとはいえない。

4 リニューアルの必要性について

住民監査請求では、対象となる財務会計上の行為の原因となる行為（先行行為）に違法又は不当がある場合に、財務会計上の行為が違法又は不当となる場合がある。

仮に、交通局が制服をリニューアルすると決定した行為を先行行為として捉え、その違法不当性を主張するものと解するとしても、請求人は、緊縮財政の中

でリニューアルする必要性が定かではないと主張するのみであり、リニューアルすると決定した行為の具体的な違法不当性を摘示しているとはいえ、上記(i)の要件を満たしているとはいえない。

以上より、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。